

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年6月2日 20時45分ごろ～21時28分ごろの間）（死亡時刻：6月3日 00時42分）
発生場所	不明（北海道 <small>とまこまい</small> 苫小牧市苫小牧港第2区南西方沖）
事故の概要	漁船第二十八 <small>りょうき</small> 漁紀丸は、刺し網漁の投網中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和4年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八漁紀丸、4.0トン HK3-93978（漁船登録番号）、個人所有 10.40m（Lr）×2.78m×0.80m、FRP ディーゼル機関、211.09kW、昭和58年9月18日 第200-26020号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月7日 免許証交付日 平成31年3月25日 （令和7年2月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、海面水温 約9～12℃、潮汐 下げ潮の中央期～低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、かれい刺し網漁を行う目的で苫小牧港第2区南西方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向け、令和4年6月2日夜間に同港同区を出港した。 僚船の船長は、操業を終え、本件漁場と苫小牧港東外防波堤との中間付近を東進していた際、20時45分ごろ、西進する本船を右舷方に見て通過し、間もなくして本件漁場のボンデン（浮標）付近で本船が停止するのを1.5海里（M）レンジのレーダーで確認した。

本船は、21時28分ごろ苦小牧市^{ありあけ}有明町の護岸に無人の状態でもり揚げているところを付近の住民により発見され、118番通報された。(写真1参照)



写真1 乗り揚げた本船(本船所属漁業協同組合提供)

船長は、救難所の所属船十数隻、海上保安庁の巡視艇、及び同庁の航空機によって捜索が行われ、23時45分ごろ、本件漁場の南西方海域において漂流しているところを救難所の所属船によって発見され、救助された。

船長は、苦小牧港漁港区に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、3日00時42分医師により死亡が確認され、溺死と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船の操業は、夜間に出港し、前日に数反の刺し網を仕掛けていた水深約15mの本件漁場において、一反の刺し網を揚げて籠に収納した後、'新しい刺し網の錨及びボンデンを投入して沖側から陸側に向かって微速力で北西進しながら投網し、最後に錨及びボンデンを投入して刺し網を仕掛ける作業'(以下「本件投網作業」という。)を数回繰り返すものであった。

本船は、乗り揚げて発見された時、主機の操縦ハンドルが前進の位置にあったが主機は停止しており、前部甲板上の籠にかれいが掛かった刺し網が収納されていた。

船長は、発見時、救命胴衣(固型式)及びカッパ上下を着用しており、本事故後、船長の携帯電話が操舵室内から発見された。

本船は、本事故後、他船と衝突したような痕跡が認められなかった。

僚船の船長は、2日23時過ぎに本船の刺し網が回収された際、一反の刺し網が空網(魚が掛かっていない仕掛けたばかりの網)であり、空網の最後に投入されたボンデンに'ボンデンにつながるロー

	<p>プ'（以下「本件ロープ」という。）が絡まり、ボンデンが正常に海中に投入された状況ではなかったことを別の僚船の船長から聞いた。</p> <p>僚船の船長は、本船の船長が、本件投網作業の最後に錨及びボンデンを投入する際、繰り出される本件ロープに足が絡まるなどして誤って海に転落したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、2日20時45分ごろ僚船船長が本件漁場のボンデン付近で停止した本船をレーダーで確認した後、21時28分ごろ本船が無人で乗り揚げているところを発見されたことから、この間において落水、溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、本船の刺し網が回収された際、本件投網作業の最後に投入されたボンデンに本件ロープが絡まり、ボンデンが正常に海中に投入された状況ではなかったことから、本件投網作業の最後に錨及びボンデンを投入する際、繰り出される本件ロープに足が絡まるなどして誤って海に転落した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、無人の状態が発見された際、主機関の操縦ハンドルが前進の位置にあったこと、また、ふだん投網を行う際、沖側から陸側に向かって微速力で北西進しながら投網していたことから、本件投網作業中に無人となった本船が陸に向かって航行し、乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が苫小牧港第2区南西方沖で本件投網作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刺し網漁の漁船の乗組員は、投網時、繰り出されるロープに足などを絡まれないよう細心の注意を払うこと。 ・ 小型の漁船に1人で乗り組む船長は、防水パックに入れるなどの防水措置を施した携帯電話を常に携帯し、緊急時の連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図

